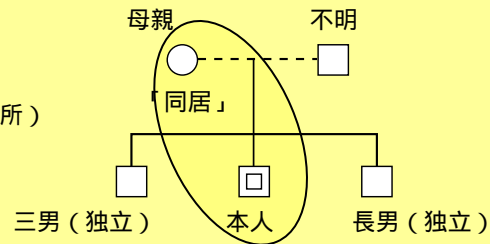




相談者：H氏（母親）
 本人：H氏 20代 男性
 発達障害の疑いあり（療育手帳取得なし）
 刑期：2007年5月～2009年7月

出身： 県A市
 罪名：窃盗
 入所度数：1度（他県刑務所）



1 相談受付

長崎県地域生活定着支援センターへ電話による相談あり。

盲学校卒業後、本人が福祉サービスの介入を望まなかったため、福祉との接点がほぼ無いに等しい生活を送ってきた。その間、自宅の電話を使って恐喝電話を繰り返した。出所後、また自宅に戻ってきたら同じことの繰り返しになる。他の家族からの支援も期待できないし、自分ひとりでは支えきれない。市の窓口や相談支援事業所に行っても、「施設は満所だから…」と言われるだけで何も進展しない。そちらで受け入れてくれないだろうか??

2 支援内容

まず、地域生活定着支援センターが「受け入れ施設」ではないことを説明する。

母親へは、地域生活定着支援センター側からA市の福祉機関へ連絡をとることで了解を得る。

A市福祉事務所へ連絡し、身体障害福祉担当者でコンタクトを取る。その後、地域生活定着支援センターの業務内容及び当ケースの概要を説明し、県及びA市の行政や福祉関係機関等の社会資源を活用し、何とか福祉的な手立てを図っていただきたい旨依頼する。その際、進捗状況を地域生活定着支援センターへ報告していただくよう依頼する。

まずは、身体障害福祉担当者から保護者へコンタクトをとり、相談支援を開始していく手立てを確認する

その後、随時連絡を取り合い、支援進行中

具体的な支援の実際 - 3

意見書の提出

軽度・中度が持つ「社会適応性」における障害について意見書を作成し、障害程度区分の市町村認定審査会へ提出する。意見書作成にあたっては保護観察所と連携をとる。意見書作成においては聞き取り調査を実施する。サービス利用事業所と連携をとり、基金補助・報酬加算に関する意見書作成・提出。

事例3を通して見えてきた課題

行政
関連機関の
情報不足

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」や「地域生活定着支援センター」等に関する情報の周知・徹底

H氏の母親は事前に市・福祉事務所・福祉関係機関等へ度々相談へ行っていたが、問題をただ先送りされるだけで何ら解決に至っていなかった。

行政や相談機関の窓口では、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」や「地域生活定着支援センター」等に対する情報について、全く把握していない担当者が多いと思われる。

その結果、せっかく家族が相談に行っても、困難ケースとして曖昧に処理されたり、中には「更生保護施設へ直接問い合わせして下さい」といった家族にその全てを丸投げしている事例もある。

当センターでは、開設後、「行政や相談機関に相談に行ったのに何も進展しない…」と切迫した状態で連絡をしてくる家族からの相談が後を立たない。それも全国からである。

出所後の生活を福祉の入口で塞いではいけない。

対策（行政等）

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」等に対する市町村レベルでの情報の周知・徹底。

対策（地域生活定着支援センター）

地域生活定着支援センター側から直接、その地域の行政や相談機関の担当者へ連絡し、問題を地域の社会資源に投げかける。

「眠っている社会資源の掘り起こし」

出所に係わる司法の流れや、連携が必要と思われる機関の説明・助言。

地域の行政や関係機関に橋渡しをした後も、随時進捗状況の確認等を行政や関係機関に対して行う。

矯正施設との文化交流等事業（社会福祉推進事業の一環事業）



矯正施設での「瑞宝太鼓」による和太鼓講習の交流

社会福祉推進事業では事業の一環として矯正施設との文化交流事業を実施しました。

「瑞宝太鼓」（知的障害のある人達による和太鼓集団）の矯正施設での公演、出所予定者の福祉事業所でのボランティア体験を通して、矯正施設と福祉施設の間にある垣根をとり、相互理解に至ることで、矯正施設を退所する障害者が利用する福祉施設の確保へつなげることを目的としています。

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」の周知の点においても、全国でのこのような事業の実施が望まれます。

